月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十一年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から令和元年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A － B）× α ＋ B

（A － B）が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前 15 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 14 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 12 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間、平成 21 年度から令和元年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前 10 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下本章において同じ。）が当該年度の 4 月 1 日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第 49 条の規定によつて算定した基準財政需要額が第 50 条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［略］

α　当該年度の前 10 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 9 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 7 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間、平成 21 年度から令和元年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前 5 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前 n 年度の 4 月 1 日から当該年度の前（n － 1）年度の 4 月 1 日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は 11 以上 15 以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合であつて当該年度の前 n 年度の 4 月 1 日から当該年度の前（n － 1）年度の 4 月 1 日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は 10 以上 14 以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合

月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十一年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から令和元年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A － B）× α ＋ B

（A － B）が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前 15 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 14 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 12 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間、平成 21 年度から平成 30 年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前 10 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下本章において同じ。）が当該年度の 4 月 1 日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第 49 条の規定によつて算定した基準財政需要額が第 50 条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［同左］

α　当該年度の前 10 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 9 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 7 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間、平成 21 年度から平成 30 年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前 5 年度の 4 月 1 日から当該年度の 4 月 1 日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前 n 年度の 4 月 1 日から当該年度の前（n － 1）年度の 4 月 1 日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は 11 以上 15 以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合であつて当該年度の前 n 年度の 4 月 1 日から当該年度の前（n － 1）年度の 4 月 1 日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、n は 10 以上 14 以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合